

カトリック・タリタクム日本 規約

第1条（名称）

本団体の名称は、カトリック・タリタクム日本
（Catholic Talitha Kum Japan, 略称：タリタクム日本）とする。

第2条（所在地）

本団体の所在地を以下に置く。

〒135－8585

東京都江東区潮見 2－10－10

日本カトリック会館内 修道会宣教会事務室

第3条（設立）

本団体は、2026 年 1 月 22 日に設立された任意団体である。

本団体は、2017 年 5 月 10 日よりカトリック中央協議会内部会として活動していた組織を改組し、独立した団体として運営するものである。

第4条（目的および活動）

本団体は、ローマに本部を置く女子修道会国際総長連盟（UISG）により設立されたタリタクム・インターナショナル（Talitha Kum International）の日本支部として、人身取引、現代の奴隷制度および強制労働の撲滅に取り組むことを目的とする。

日本女子修道会総長管区長会および日本カトリック管区長協議会と協働し、日本カトリック中央協議会と連携して次の活動を行う。

- ① 教育・啓発活動
- ② 被害者支援およびシェルターに関する活動
- ③ 国内外ネットワークとの連携
- ④ その他前各号に附帯又は関連する活動

本団体は、全国規模で活動し、複数の教会管区にまたがるネットワークを維持しながら、前各項に定める目的の達成に取り組むものとする。

第5条（会員区分および議決権）

1. 本団体の会員は、次の区分とする。

- (1) 正会員 本団体の目的に賛同し、所定の手続により入会を認められ、可能な限り活動に参加し、財政的に支援する団体または個人で、総会における議決権を有する者。
- (2) 賛助会員 本団体の目的に賛同し、可能な限り財政的に支援する団体または個人で、総会における議決権を有しない者。

2. 正会員および賛助会員の加入、資格その他必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定め

る。

第6条（加入）

本団体への加入を希望する団体または個人は、本団体代表に届け出るものとする。

加入の可否は、運営委員会の合議により決定し、代表がこれを通知する。

第7条（退会）

本団体からの退会を希望する団体または個人は、代表に届け出ることにより、いつでも退会することができる。

死亡又は団体の解散により、会員資格を喪失する。

第8条（総会）

総会は、本団体の最高意思決定機関とし、毎年一回、会計年度終了後3か月以内に開催する。

第9条（総会の構成・成立および議決）

1. 総会は正会員をもって構成する。
2. 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
3. 総会の議事は、出席した正会員の過半数の賛成をもって決する。

第10条（総会の権限）

総会は、次の事項を決議する。

- ① 規約の改正
- ② 役員の選任・解任
- ③ 活動計画および収支予算
- ④ 活動報告および収支決算
- ⑤ 解散
- ⑥ その他重要事項

第11条（役員）

本団体に次の役員および顧問を置く。

顧問司教 1名

代表 1名

副代表 2名

会計 1名

会計監査 1名

会計監査は代表、副代表、会計、運営委員を兼ねることはできない。

会計監査は本団体の会員であることを要しない。

また、本団体に10名以内の運営委員を置く。

第12条（役員および運営委員の選任）

1. 役員および運営委員の候補者は、運営委員会において推薦し、総会に提案する。

2. 代表、副代表、会計、会計監査および運営委員は、総会において正会員の過半数の承認をもって選任する。
3. 顧問司教は、運営委員会の推薦に基づき、代表が委嘱する。

第13条（代表の権限）

1. 代表は、本団体を代表し、日常の業務を統括する。
2. 代表は、総会または運営委員会で承認された予算の範囲内において、必要な支出を行うことができる。
3. 代表は、銀行口座の開設および管理の責任を負う。

第14条（副代表、会計、会計監査の権限）

1. 副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは、その職務を代行する。
2. 会計は、本団体の会計事務を担当し、収支の管理および会計報告を行う。
3. 会計監査は、本団体の会計および業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第15条（顧問）

1. 本団体に顧問司教を置くことができる。
2. 顧問司教は、本団体の活動が教会の教えに沿ったものであるよう指導し、重要事項について助言を行う。

第16条（運営委員の職務）

運営委員は本団体の運営に関する業務を担当し、代表者を補佐する。

第17条（任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第18条（運営委員会の権限）

1. 運営委員会は、本団体の運営に関する重要事項を審議し、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
2. 予算の執行に関する限度額その他重要な財務事項は、運営委員会の決議により定める。

第19条（緊急時の専決および事後承認）

1. 緊急かつやむを得ない事情により、運営委員会を招集する時間的余裕のない場合には、代表は必要最小限の措置を専決することができる。
2. 前項の専決事項については、代表は速やかに運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

第20条（事務局）

本団体の運営を円滑に行うため、事務局を置くことができる。

事務局は運営委員会の指示に基づき、団体の実務を担当する。

第 21 条（会計年度）

本団体の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 22 条（資産の構成）

本団体の資産は、寄付金その他の収入をもって構成する。

第 23 条（資産の管理）

本団体の資産は代表が管理し、その方法は総会の議決を経て定める。

第 24 条（規約改正）

この規約の改正は、総会において出席者の過半数の承認を必要とする。

第 25 条（解散）

本団体は、総会の決議により解散する。

第 26 条（残余財産の帰属）

本団体が解散した場合に残余する財産は、総会の決議をもって、本団体と目的を同じくする非営利団体又は公益性のある団体に寄付するものとする。

第 27 条（守秘義務および個人情報の取り扱い）

1. 本団体の役員、運営委員、会員その他本団体の活動に関与する者は、被害者支援を含む本団体の活動を通じて知り得た個人情報および相談内容等の秘密情報について、正当な理由なく第三者に開示または漏えいしてはならない。
2. 前項の守秘義務は、当該者が役員または会員の地位を退いた後も、なお存続するものとする。
3. 本団体は、個人情報の取得、利用および管理にあたっては、その目的を明確にし、適切かつ安全な方法により取り扱うものとする。
4. 法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供してはならない。
5. 前各項に定めるほか、個人情報および秘密情報の取扱いに関する必要な事項は、運営委員会の承認を経て別途定めることができる。

第 28 条（雑則）

本規約に定めのない事項については、総会の承認を経て、代表がこれを定める。

附則

1. 本規約は、2026 年 1 月 22 日より施行する。
2. 本規約は、2026 年 4 月 27 日臨時総会にて一部改正し、2026 年 6 月 11 日第一回定例総会において委員交代・追加に伴い一部変更した。
3. 本団体の 2026 年度における役員および顧問司教、運営委員は、次の通りとする。
顧問司教 松浦悟郎

代表	弘田鎮枝
副代表	下田由子（日本女子修道会総長管区長会よりの派遣） 桑田拓治（日本カトリック管区長協議会よりの派遣）
会計	武田由里
会計監査	阿部慶太
運営委員	狩野敦子 森裕子 宮脇道子 長谷川和子 脇村ユキエ 玉腰美由紀 ジスレン・パラン 山岸素子 クラリタ・サンチェス レニー・トレンティーノ ジャン・バプティスト・クラウケンスキー シューマカ・レオ

7. 本団体の 2026 年会計年度は、2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとする。